

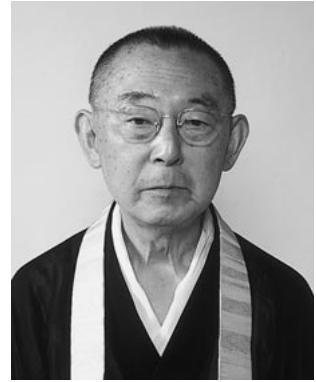
京 佛

新 年 号

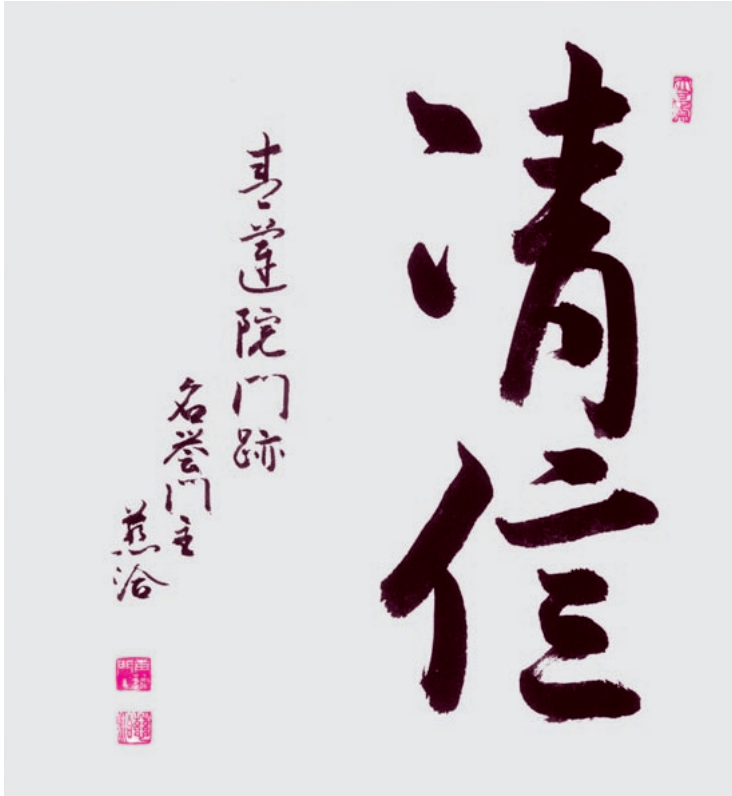


京都府八幡市 正法寺 重文 絹本著色如来像（赤釈迦）

京 都 仏 教 会



青蓮院門跡名譽門主
会 長 東伏見慈洽



ご挨拶

新年明けましておめでとうございます。

ご寺院各位におかれましては益々ご清祥のことと存じます。

さて、昨年を象徴する漢字として「災」が清水寺で披露されました。連続する異常気象は世界に拡がり、特にスマトラ沖大津波地震は数多くの犠牲をともなって、自然の猛威を私ども人間に強烈に印象づけました。

そうした中、数年前議論された地球温暖化防止の為の国際会議はやっと本年二月、超大国アメリカの参加のないまま京都議定書として発効を見ます。人間が驕りつづけることに對し、自然はそのサイクルを乱すことによつて警鐘を鳴らし続けます。感動をもつて見たあのアテネオリンピックの人間のすばらしさが、必ずや地球の自然とともに生きる、人間の大切さに連つてゆくことを願つてやみません。

合 掌

理事長報告

惺々著 せいせいじゃく

臨濟宗相国寺派管長

理事長 有馬 頼底



新年となり、各ご寺院をはじめ皆様におかれましては益々御清栄の御事と存じます。

さて、平成十六年は異常気象の年でした。猛暑と台風、洪水、地震。これは地球的規模です。

一昨年のイラン大地震と同日の昨年末のスマトラ沖大地震は悲惨そのものであり、一刻も早い復旧が待たれます。どうか被害に会われた方々が困難に負けず強く生きて下さいますよう切に祈るばかりであります。

そうした中ではありますが、当会として行ってきておりましたアフガン・イラク難民支援の活動を一旦終え、昨年末よりインド・ムンバイのハンセン病の方々の識字教育も含めた支援活動を新たに始めました。私も一度ムンバイを訪れ、実際に皆さんに会い励まし、共に歩みたいと考えております。

また、大墨蹟全国巡回展では、生まれて始めて沖繩を訪れました。珊瑚礁からなるこの美しい島々がかつての激戦の場であったことに思い致す時、胸が張り裂けそうになりました。いかなる名目も理由も「戦争」という前には存在しないだと自らの

内に強く言い聞かせました。気候と同様暖かい沖繩の人々のご協力の御陰をもちまして大墨蹟展も無事大成功となり、この二月には沖繩へ寄付金を致す予定であります。

また、奈良の名刹薬師寺での音舞台もすばらしく、重厚な伽藍に十万枚の散華舞う美しさは息をのむほどでした。同時に当会が監修し、力を入れた番組「美の京都遺産」も日曜早朝にいいよ登場し、順調に推移致しております。

一方で、国家の宗教の観点から見ますと、当会が平成十一年にすでに指適した宗教法人法改訂による書類提出義務化と情報公開法との問題が、昨年鳥取県に於いてにわか表面化し、大問題となり現在も続いております。このことにつきましては鳥取でのシンポジウム収録を中心とした研究冊子を発行致しますので、ご参考にしていただきたいと存じます。

他にも本年度は「公益法人の制度改革と宗教法人」というテーマにも取り組んで行かねばなりません。常に政治や社会情勢に流されることなく国家と宗教

のあり方を考えてまいる所存であります。各ご宗派重役の方々、会員寺院の皆さま、どうかとも考え進んでまいりましょう。

惺々著 (せいせいじゃく)

人間は、どうしても、苦しいことからは逃れたいと思うものです。きつい仕事よりは楽な仕事を、険しい山道よりは平坦な道を、というのが偽らざる本音です。どんなに勤勉な人間でも、誰も監視していないとわかれれば、つい怠け心が起こって、一服しよう、となるものです。こんなにも働いたのだから、少しくらいいいだろう、と。そういう、楽をしよう楽をしようとする自分を、常に鞭(むち)打って、ちようど牛飼いが、横道へそれようとする牛を絶えず引き戻すように、自分自身を正しい道に連れ戻すこと、それが「惺々著」ということであります。

私は現在、ある精神薄弱児施設の理事長をしておりますが、以前、非常に考えさせられることがありました。あるとき、先生が児童を連れて、裏山へ開墾(かいこん)に行ったのです。しばらくして、先生は用事を思い出され、児童に「先生はちよっ

と学園へ帰りますが、作業をつづけるように」と言い残して帰られた。ところが、次々といろんな用事をしているうちに、つい子供たちが畑で仕事をしていることを忘れてしまったというのです。夕方になってハッとそのことに気がつき、あわてて裏山へ行ってみると、子供たち

は、もう日はとっぷり暮れているのに、相変わらず、一生懸命、言われたとおりに、畑を耕しつづけていたというのです。

私はその話を聞いて、たいへん感動したのです。おそらく子供たちは、先生がこなければ、いつまでもその作業をつづけていたでしょう。あるいは朝まで

畑にいたかもしれない。それを、愚か、というのは自由です。しかし、私はここには何か、とてもたいせつなものがあるような気がするのです。

私たちはよく「疲れた」と言います。しかしほんとうに疲れているかどうかは、実は疑問なのであります。ただ単に心理的に疲れているだけ、という場合がほとんどではないでしょうか。つまり、肉体の疲れより、疲れたという「観念」が先に立つのです。ほんとうにくたびれて疲労するのではなくて、もう二時間も仕事をしたのだから疲れているんだ、とひとりで勝手に決めてしまうのです。実際には、それほど疲れていないかもしれない。まだまだ仕事をつづけられるかもしれない。しかし自分自身で、もう疲れたと思ってしまう。日が暮れたから、もう仕事をやめなければならぬ、家に帰らなければならぬ、ごはんを食べなければならぬ、と。

ところが、この施設の子供たちは、やりなさいと言われれば、ひたむきにそのことにとり組む。余計なことはいっさい考えずに、

何の疑問も感じずに、無心に黙々と畑を耕しつづける。おそらくこの子供たちの精神は、非常に純度が高く、まじりつけがないのです。ある意味では、最も仏さまに近い知能を持っていると言つていいかもしれません。こんな子供たちですから、畑を耕しても、能率はほとんど上がりません。わずかしかな能率は上がりませんが、やりなさいと言われたことを、「はい」と言つて、純粋な心でやっているのです。

この子供たちにくらべると、私たちはよほど濁つた、怠惰な心を持っていきます。ですから私たちは、そういう、常に易（やす）きにつこうとする意識を呼び覚ましながら、「おい、ちゃんとしつづけているか」「はい、しつづかりしています」と自問自答しながら、この子供たちに負けない、きつちりした生活を送つていかなければならぬのです。

今年の勅題は「歩」です。さらなる飛躍と前進あるのみ、何事にも不転の決意で、この一年もお過ごし下さいますよう祈念して擲筆致します。

合掌



平和の構築

— 対話する意志と力 —

北海道大学大学院文学研究科

教授 櫻井義秀

経済協力開発機構（OECD）

は二月七日、加盟国（四一カ国・地域）における一五歳の生徒（日本では高一）の総合的学力を測る学習到達度調査（二〇〇三年実施）結果を発表した。初回の二〇〇〇年と比較すると、数学的应用力に一位から六位、文章やグラフの読解力は八位から一四位に下降し、科学的应用力は二位を維持、二〇〇三年度に新規に設けられた問題解決能力は四位であった。読解力の下げ幅は加盟国で最大であったという。

私は大学一年生を対象に、『世界の諸宗教Ⅰ・Ⅱ』（ニニアン・スマート著、阿部美哉・石井研二訳、教文館）を半年かけて読破する一般教育演習を行っている。そこで、この記事を生徒に示し、どんな理由が考えられる

かと尋ねてみた。学習指導要領

改訂による学習内容の三割削減、ゆとり教育、読書量の低下（識者も指摘）といった一般的な答えを予想していた。しかし、それより先に出てきたのが、「勉強しても将来暗いですから」という答えであった。もう少し聞いてみると、「大学出て就職してもリストラされるかもしれないし」「新聞、ニュースでも暗い話ばかり、これから世の中よくなると思えない」ということであった。無言だが同感といった十数名の学生の顔を見て、言葉に詰まった。

数万人も数十万人とも言われる引きこもりの青年達、五五万人の仕事も学習もしない若者、二〇〇万人に及ぶフリーター（もちろん、統計の取り方で数値が変わる）と新聞が報じる社会

現象は、学力低下の先にあるもの

を予兆する。若者が自分に自信を持たないこと、将来に希望を持っていないこと、人と交わるよりも自己の殻に閉じこもりうとすること、仕事で社会に貢献するという意欲を喪失していること。もちろん、十年に及ぶ景気低迷に由来する（正社員としての）就職機会の減少、或いは、親が三〇過ぎた子供にも食べさせていける家族の豊かさといった社会的背景があつて、はじめてこのような社会現象が生じることも事実である。これほど多くの若い人達が希望と意欲を失いかけている状況は、将来の日本に大きな陰をなげかけてくるだろう。

実のところ、編集者から「平和と戦争」という題で原稿依頼を受けていたが、子供や青年の

話から始めたわけがある。平和を国家間の争いが無い状態、と理解するのは誤りである。世界には、九〇余の国家と数千の民族、数え切れない宗教集団が存在する。政治的・経済的利害を異にした場合、一触即発の緊張状態にある社会関係は世界中に無数にある。これらの集団がお互いに最後通牒を突きつけあうことなく、時に牽制し、時に協力しながら関係を維持しているのは、ねばり強い交渉と対話による信頼の醸成があるからである。

対話する能力の構成要件とは何か。相手を理解する力、自己表現の力がまずあげられよう。読解力の低下は深刻である。相手や対象に即さず、自分勝手に考え、判断するからである。情勢や自分の力量を正しく認識できなければ、相手に伝わるような自己表現はおぼつかない。何よりも、相手との関係に飛び込んでいく勇氣も必要であろう。蛮勇は意味がない。目的は関係の構築、改善にあるのだから、効果が見込めない勇ましい言動をしても意味がない。そして、このような仕事は面倒で心労が絶えないものである。これを忍耐強く、最後まで遂行する持続力が求められる。これらの諸点において、子供や青年の潜在的能力が十分磨かれているとは言えない現状がある。学力問題とは畢竟、何のために学力を身につけるのか、それはどうなるのかという問題である。頭の良し悪しの話ではない。

平和とは、その価値を認識されるだけでは不十分であり、自分で汗を流してそれを維持し、作り出そうとする人達の営みなしに実現され得ないものである。平和は状態ではない。実践の先にある価値である。歴史上、完全な平和はないし、今後もあり得ない。しかし、今よりよくなるという希望は持てる。平和を作り出そうという理念や実現への方策は様々に構想されている。日本社会の責務は、これらの活動を先頭に立つて行う人物をどれだけ輩出できるか、そして、後衛でこうした人々を支える資金的・人的資源をどれだけ厚くできるかであると思う。第一線で働く人々は少なくない。しかし、後衛の裾野の部分で、人的資源の劣化が起きているのではないかと思わせる事件が相次いでいる。

自分の生命に価値を認める。人との関係を大事にする。自己の成長を喜びとする。社会という関係の網の目において、自己実現を考える。このような価値観を誰がどこで教育するのであろうか。文部行政や学校教育だけに責任を押しつけてはいけない。今日の教育の困難は、子供を大人にする社会化の機能不全、とりわけ価値観の形成を軽視した結果である。君が代、日の丸といったナショナルリズムで子供が育ち、青年が鼓舞される時代ではない。今の現実を見ずえて、何ができるのか、人間のあり方を問い、広い意味で人の成長に関わってきた宗教界から積極的な発言と実践的提案が出てくることが望まれる。

鳥取県の情報公開問題と 宗教法人法改訂について

曹洞宗宗議会議員
鳥取県倉吉市大岳院住職

中村見自

ひとは、想像だにしなかった出来事に出遭うことがままあるということとは、理屈では知っていた。それがまさか、自分には、とは誰も考えたりしない。私もまた、そのひとりだったのだが・・・鳥取県の情報開示問題が、こんな大きな騒ぎになるとは思ひもしなかったし、これからの私の人生にとって、少なからぬ転機になるうとは、当初は考えもしなかった。

ふり返れば一昨年の暮れ、十二月二十六日に私の住む鳥取県で宗教法人の提出書類がすべて開示されたことが、共同通信のスクープという形で大きく報道されたのが始まりだった。すぐにその日、ある全国紙の記者がインタビューを申し込んできた。私は情報公開という時代の潮流とプライバシーの保護という

ある意味相克する権利の問題をはらんでいることを申しあげた。記者には理解できなかったのだろう。ある住職のコメントは、「見られても恥ずかしくない。情報公開は当然だ」とあり、私は「プライバシーの侵害だ。布施を公開するのはけしからん」としゃべったことになっていた。

不勉強な記者たちは、情報公開は善であり、それに反対する者は既得権益を守ろうとする守旧派だという、非常に解り易い図式で問題をとらえていたのである。もちろん社会が、厳しい眼を私たち仏教者に向けていることは、承知している。私たちは宗教者として襟を正さなければならぬのは、けだし当然であろう。しかし、この問題の本質は、憲法が保障する信教の自由や政教分離に抵触するのではな

いか、ということではないのか。たまたま私は、所属する曹洞宗の宗会議員という立場で、数人の同僚たちと公益法人の制度改革の問題を勉強していた時期であった。これらのことが私をして、あえて守旧派と指弾されるのを覚悟で、鳥取県知事に対して、抗議させることになったのである。

平成十六年一月二十日、私は知事宛に質問状を提出した。県からの回答は、木で鼻をくくつたようなものだった。納得できない私は、二月十九日に地元曹洞宗鳥取県宗務所第四教区三十九ヶ寺の御住職がたと臨時総会を開いて、宗教法人法第二十五条四に定める書類提出を見合わせる決議をしたのである。これは、大きな波紋を広げた。なしら、某全国紙の社会面のトッ

プ記事になったりもしたのだから。だが、事態は進展しない。

結局、続けて二月、三月、四月とつごう四回の質問状と情報公開条例改正の要請書を一通提出することになった。県からの回答の一部を紹介しよう。はじめ「法人にプライバシーは存在しない」と断言していたのが、

次には「たとえあったとしても・・・」となり、とうとう「ある事は承知しているが・・・」と変わるといっておもしろいこともあった。

そんなやり取りの中で結論は、やはり宗教法人法にいきつくのである。そこで、地元仏教会と相談してシンポジウムを開催することを決めた。これには京都仏教会の方たちにひとかたならぬ御助力をいただいたのであるが、七月二十六日のシンポジウ

ム当日には百七十人余の参加者を得て、熱気にあふれるものとなった。片山善博県知事、島園進東大教授、宮城泰年京都仏教会常務理事らのパネリストが盛んに論議を交わしたのである。その中で、図らずもこの情報開示問題が宗教法人法の不備をあまり出す結果になったのである。

これをうけて片山知事は十一月政府に対して宗教法人法で定める提出書類のうち、収支計算書などは所轄庁に提出しなくてよいとの、特区申請を行った。それらの書類は、県は必要としないものであり、事務の煩雑化を招くだけだとして、実質的に宗教法人法の不備を指摘することになったのである。

話が前後するが、ここに至るまでに私は、曹洞宗の宗務当局に対して宗議会などを通じて、

この問題への対応を要請してきた。伝統教団としては珍しく素早い対応で、四月には宗務総長名で県知事宛に要請書を提出。十月には、この問題に対する専門部会の設置を決定。これらの動きもまた、わたしの活動の支えになったことはいうまでもない。

思いがけず、大きな渦の中で翻弄された平成十六年。その締めくくりとして、去る十二月二十一日に東京でセミナーを開いた。これには、片山知事と田中治大阪府立大教授を招いてお話しをうかがった。定員五十人という小さな規模だったが、京都仏教会の方の参加もあり、中味の濃い勉強会になった。できればこれが、今までの鳥取県というローカルの問題から、公益法人の制度改革の問題をふくめて、

全国的な問題としてとらえられていく一歩になってほしいと願っている。

今まではあまりに無自覚に過ぎてきた問題、すなわち宗教とはなにか、宗教者とはいかにあるべきかを、私自身、あらためて問い続けてきた一年あまりであったことを正直に告白して、稿を終りたい。

情報公開のホームページを開いています。

興味のある方は

<http://www.geocities.jp/daigaku81/>

改定宗教法人法による

書類の提出拒否に連帯を

平成七年に宗教法人法の一部改定が臨時国会で可決され八年半が経過しました。この「改正」は、オウム真理教のようなカルト事件の再発防止対策に名を借り、その実は政治的利害を主な動機とし、宗教法人法の本来の制定目的を歪める「改悪」であることは当時、強く指摘されておりました。京都仏教会もまた、所轄庁による質問権や備え付け書類の所轄庁への提出兼務など、「官」による宗教の管理監督という方向性を持つ宗教法人法の改定には、信教の自由、政教分離という憲法の原則を冒す内容が含まれていることを指摘し、これに反対する立場を訴えて参りました。

このうち、備え付け書類、つまり役員名簿、財産目録、収支計算書、境内建物に関する書類の提出義務化に関しては、改定法制定後（平成八年）の文部事務次官通達で「当該宗教法人が規則等にしたがってその目的に沿った活動を行なっていることを、所轄庁が継続的に確認するためである」と説明されています。しかし、宗教活動は宗教法人が自らの責任において行なうものであり、認証制度のもとでは、所轄庁がそれを「継続的に確認する」権限はありません。その後、不活動法人の把握や宗教法人の透明性を高めるため、といった解釈が文化庁から示されていますが、この書類提出の兼務化が基本的に憲法の政教分離原則に反するものであるのは明らかです。

私たち京都仏教会は改定宗教法人法のそうした問題点を重視し、たとえ法律として成立した場合でも、違憲、無効の疑いが強い法規制に対しては国民の抵抗権があるという認識から宗教法人備え付け書類の提出拒否を呼びかける運動を続けてまいりました。この提出拒否運動はすでに六年の長きに及びます。その間、問題意識を共有する様々な宗教者との意見交換の機会を持つことができました。そして、この運動を進める中で、新たに私たちの目に見えてきたことがございます。

私たち京都仏教会と関西の宗教者有志で組織する「国家と宗教のあり方を問う関西宗教者の会」はこの宗教法人法の改定問題を契機にスタートした組織ですが、そこでは、日本弁護士連合会が作成した宗教ガイドラインの問題や公益法人制度改革問題、教育基本法改正問題なども論じてまいりました。そして、議論を重ねる過程で、こうした諸問題も根本的には宗教法人法の「改正」が露わにした国家と宗教の関係に係わる問題と密接に繋がっている、と捉える視座が必要であることが、ますます明白になってゆきました。私たちはこうした認識をもとに、いま改めて、政教分離の原則を歪め、信教の自由を侵すおそれの強い平成七年の宗教法人法「改正」の違憲性を、広く宗教界に訴えたいと考えます。

さて、私たちが今、書類提出問題の再考を呼びかけるのもう一つの理由があります。

ご承知の通り、鳥取県はこのほど県の情報公用条例に基づいて宗教法人の届け出書類を請求者に開示いたしました。都道府県

における宗教法人備え付書類の写しの扱いについては、平成十年七月二十三日付の文化庁宗務課長通知により法務局への登記事項など公知の事項を除き原則非開示とすることが指示されています。しかし、鳥取県は、平成十二年の地方分権一括法施行で国の機関委任事務とそれに関する国の包括的指揮監督権が廃止され、この宗務課長通知も効力を失っているとし、提出後の書類の管理は県の自治事務であるという解釈を示しました。そして、鳥取県神社庁の照会状に対する回答では、請求者が利害関係人ではなく、正当な利益に基づく請求でなくとも、県の情報公用条例に基づいて開示決定ができる、と明言しています。

その後、文化庁は二月十九日付で「宗教法人法に係る都道府県の法定受託事務に係る処理基準について」と題する各都道府県知事宛の次長通知を発行し、届け出書類の「原則非開示」を強調しました。しかし、新聞報道によると、これに対して片山善博鳥取県知事は「文化庁は地方自治法や地方分権を理解していないのではないか」「開示されたくないのなら宗教法人法で定めればよい。文化庁は勘違いしている」と批判しています。

私たち京都仏教会は、平成十一年に二度目の書類提出拒否の呼びかけを皆様にお送りし、書類を提出した宗教法人の意に添わぬ形で情報開示が行なわれることを予測し、その問題点を指摘いたしました。今回、鳥取県の事例が大きく報道され注目を集めました。文化庁の「通知」に拘束されない開示決定の例は他の地方自治体でもこれまでに存在した、という調査結果も出ています。情報公開が社会の要求であり、公文書は原則として国民に開示されるべきであると考えられる以上、文化庁の「通知」の効力は疑わしく、地方自治の立場から情報公開条例に基づく独自の判断を下す自治体が、今後も相次ぐであろうことは十分に予想されます。そもそも宗教法人を指導・監督すべき立場にはない所轄庁に意味もなく書類提出を義務づけたこと自体が誤りなです。

情報公開は宗教法人が自主的に努力すべきことであります。宗教法人が行政の「監督」下に置かれ、宗教活動の報告を義務づけられ、行政のシステム中に組み込まれた形で宗教法人の情報が社会に公開される、というのは政教分離のあるべき姿ではありません。この歪んだシステムを作ったのが改定宗教法人法であることを、今一度、思い起こして頂きたい、と私たちは考えます。法律が規定していることとはいえ、備付け書類提出はこの誤ったシステムを補強することにつながります。過料（一万円）を受けることも覚悟の上で、連帯して書類提出拒否の輪を広げようではありませんか。この機会に書類提出を再考して頂きたく、ここに呼びかけを行うものです。

平成十六年三月

京都市上京区烏丸今出川東入相国寺門前町六八四—一

電話 ○七五—二二三—六九七五

京 都 仏 教 会





薬師寺音舞台



ZENBUZU
金・仏だより

◆教化セミナー

「いま、子どもたちがあぶない」

急増する幼児・少年事件を通して
心のあり方を見つめる

毎日のように子どもに関する悲惨な事件が報道されている社会状況の中、私たち仏教界が果たすべき役割とは何かを模索するセミナーを開催いたしました。

パネリストは、神谷信行氏（弁護士）、富田富士也氏（子ども家庭教育フォーラム主宰）、吉田博子氏（淑徳短期大学教授）、館盛寛行師（曹洞宗大本山總持寺カウンセラー担当）、コーディネーターに岸本洋平氏（ジャーナリスト）を迎えパネルディスカッションを行いました。

各講師より次のような意見が提起されましたので、ご紹介いたします。

○子ども自身について

- ・人は周りの人たちと触れあい共に生きている事を認識してもらう。
- ・人間関係が円滑に結べるためのソーシャルス

キルを学ぶ場が必要がある。

- ・自らの生きる道を一步踏み出す勇気を持つことをサポートする。
 - ・「ありがとう」、「よくできたね」など大人が子どもの存在を認めて、接することを心がける。
- お寺ができること

・お寺が情報の発信や仲介をするネットワーク作りを進める。

・自立援助ホームの設置

養護施設や少年院を退院した子どもを預かり、自立した生活を助けるためにお寺が協力できないか。

・チャイルドライン支援センターの設置

子どもたちからの電話を聴き手が受け止める活動と聴き手の養成支援活動。

子どもたちが抱える問題の解消には、大人たちが、子どもの環境や居場所をどのように整えられるか。お寺が果たす役割とそれぞれのお寺の取り組みが、仏教界全体の取り組みとなるよう今後も加盟団体の皆さまと共に考えてまいります。

◆「救援基金」へのご協力をお願い

本会では、台風・豪雨・新潟中越地震などの国内外における災害救援や人道的支援等に対し迅速に対応をすべく救援基金口座を開設しており

ます。

ご支援よろしくお願いたします。

郵便振替口座

口座名義 財団法人全日本仏教会

口座番号 00130-6-37600



財団法人全日本仏教会
世界仏教徒連盟(WFB)日本センター

〒105-0011

東京都港区芝公園4-7-4 明照会館2F
電話03-3437-9275 FAX03-3437-3260

http://www.jbf.ne.jp

E-mail info@jbf.ne.jp

事業・活動報告

平成十六年一月九日〜平成十六年十二月三十一日迄

*は当会主催の行事・会合

一月九日	京都生涯学習センターにて有馬理事長講演	京都生涯学習センター
一月十七日	京都中央葬祭業協同組合新年総会出席	きのぶ
一月十八日	大墨蹟全国巡回久留米展開催(2月5日迄)	久留米よしの園ギャラリー 京都リーガロイヤルホテル
一月二十八日	全日本仏教会理事評議員合同役員会	京都府宗連盟常任委員会
一月三十一日	京都府宗連盟常任委員会	京都パレスサイドホテル
二月五日	全日本仏教会と宗教育問題について会談	東京全日本仏教会
三月一日	嵯峨野共道拝観券問題について会談	大分県玖珠町
三月五日	古都の森観光文化協会常務理事会	八坂神社
三月六日	大分玖珠かまじヶ 岩大日如来開眼法要・護摩供	大分県玖珠町
三月八日	聖護院門跡修験衆・有馬理事長出席	福岡久留米市役所
三月十一日	有馬理事長久留米市長へ大墨蹟展の寄付持参	洛陽教会
三月十二日	関西宗教者の会会議出席	高台寺公園会場
三月十三日	第二回東山「花灯路」オープニング	清水寺
三月十五日	世界文化遺産対談企画	セントノーム京都
三月二十二日	国土交通省「京都のよりよい道づくり」懇談会	相国寺
三月二十四日	春季深草墓園慰霊式典	深草墓園
三月二十五日	春季深草墓園慰霊式典	京都府神社庁奉仕
三月二十九日	「教育基本法改正と宗教育」発表	祇園白川会場
四月五日	南禅寺展オープニング	京都国立博物館
四月八日	おしやかさまを讀める夕べ開催	京都全日空ホテル
四月九日	宗教と政治検討委員会開催	京都全日空ホテル
四月十四日	イラン大地震義援募金をイラン公使に手渡す	鹿苑寺
四月十九日	清水寺展会議出席	清水寺
四月二十二日	ことばはなまつり開催	相国寺大方便
四月二十六日	鳥取県仏教会と会合	相国寺大方便
五月四日	青蓮院門跡晋山式	青蓮院門跡
五月七日	京都府観光協会展花まつり出席	倉吉市
五月九日	鹿苑寺義満公六百年遠忌法要	鹿苑寺
五月十日	社会を明るくする運動会議出席	平安会館
五月十三日	事務局会議	平安会館
五月二十日	京都市観光協会展務委員会出席	仏教会事務所
五月二十日	知床いちいの木植樹式	京都タワーホテル
五月二十四日	神護寺故谷内住職本葬	相国寺
五月二十四日	日田弁財天法要	神護寺
五月二十六日	会計監査	日田妙音弁財天堂
五月二十七日	全日本仏教会役員会	仏教会事務所
五月二十八日	山科駅地下鉄連絡通路バリアフリー	山科リーガロイヤルホテル
六月一日	案内盤設置記念式出席	山科リーガロイヤルホテル
六月七日	予算会	山科リーガロイヤルホテル
六月九日	慈照寺中門落慶法要	山科リーガロイヤルホテル
六月十四日	第七十五回理事会	山科リーガロイヤルホテル
六月十七日	全日本仏教婦人連盟京都研修	山科リーガロイヤルホテル
六月二十二日	全日本仏教会訪問	山科リーガロイヤルホテル
六月二十四日	京都市・近畿宗教育問題協議	山科リーガロイヤルホテル
六月二十四日	理事・評議員合同役員会	山科リーガロイヤルホテル

六月二十五日	MBS「美の京都遺産」記者発表	大坂毎日放送
六月二十六日	知床毘沙門堂十周年記念シンポジウム・法要	知床毘沙門堂
七月四日	古都の森観光文化協会一周年記念総会	清水寺
七月八日	文化財を未来につなぐ為の有識者会議	京都
七月十二日	鳥取県仏教会と宗教育法について会合	鳥取
七月十三日	薬師寺音舞台記者発表	毎日放送本社
七月二十三日	神戸インド総領事館式典に合わせ会	京都府ライオンホテル
七月二十六日	鳥取県仏教会シンポジウムに参加	倉吉市
七月三十日	会報夏季・76号発送	仏教会事務所
八月二日	参勤僧会議	南禅寺順正
八月十六日	孟蘭盆会採燈大護摩供法要	清水寺南苑
八月二十日	京都花灯路幹事会・荒木常務理事・田中主任出席	八坂神社
八月二十五日	田中治教授全日本仏教会にて講演	大坂
九月三日	インド大使館主催「仏跡めぐり」上映会	リーガロイヤル京都
九月七日	宗教法人問題連絡会	東京帝国ホテル
九月十一日	薬師寺音舞台開催	薬師寺
九月十八日	青森清水寺展オープニング参列	青森県立郷土館
九月二十二日	京都市深草墓園秋季慰霊式典 建仁寺出席	深草墓園
九月二十七日	秋季彼岸焼骨灰供養法要	永観堂禪林寺
十月三日	清水寺八幡宮放生会参列	石清水八幡宮
十月七日	京都府宗連盟会議	立正佼成会
十月十七日	関西宗教者の会会議	洛陽教会
十月二十一日	有馬理事長福島で講演	会津立正佼成会
十月二十五日	相国寺開山忌参列	相国寺
十月三十日	園部町仏教会前会長故岡田憲章師本葬	南陽寺
十一月二日	インドハンセン病療養所支援募金箱設置	鹿苑寺・慈照寺
十一月九日	平安建都千二百年記念協会前専務理事大島啓氏通夜参列	北平ライオンホテル
十一月十一日	極真空手マスターズ大会出席	北平ライオンホテル
十一月十二日	故西村公朝師ほとの造形展開催	愛宕仏徳寺
十一月五日	日田市相国寺展オープニング参列	日田市資料館
十一月九日	沖繩大墨蹟展オープニング	沖繩三越
十一月十日	全日本仏教会第24回人権啓発研修会	浄土宗京都事務庁
十一月十二日	「これからの人権問題」	洛陽教会
十一月十八日	関西宗教者の会会議	鹿苑寺
十一月二十三日	近畿宗連盟京都総会	ハートビエ京都
十一月二十三日	宗教育関係者人権問題研修会開催	日田妙音弁財天堂
十二月二日	日田弁財天秋季法要参列	南禅寺順正
十二月三日	参勤僧会議	泉涌寺
十二月七日	成道会・永年勤続住職表彰式	越路
十二月八日	理事報告会・懇親会	越路
十二月十四日	公益法人制度改革セミナー	大和証券京都支店
十二月十四日	文化遺産を未来につなぐ森づくり会議	キャンパスプラザ京都
十二月二十一日	曹洞宗「公益法人制度改革問題」セミナー参加	東京グランドホテル

● 仏教会報告 ●

諸 会 議

◆ 文化財を未来につなぐ為の有識者会議

〔七月八日〕

「文化遺産を未来につなぐ森づくりの為の有識者会議」が東京経済産業省別館にて開催された。

此の会は、日本の文化財を守る為にはどのような方法を創造すれば良いのか、そして文化遺産を未来につなぐ森づくりはどのように取り組んでゆけばよいのか、寺社関係者を始とする今日木造文化財を守っている人々、木造建築の匠、森林所有者、森林行政に関わる人々、日本の木造文化財と森林を守ろうとする人々、様々な立場の人々の知恵を結集した有識者の会議として文化庁や林野庁の協力もいただいている。

この日は、主に「文化財用材の流通」についての協議がされた。

◆ 京都府宗教連盟会議

〔十月七日〕

各宗教団体で組織されている京都府宗教連盟はこの日、立正佼成会京都普門館において常任委員会を開催した。

総会スケジュール報告の後、

一、理事長就任規定の見直しについて

一、滋賀県、奈良県宗教連盟組織化に向けて

一、二千年「宗教者アピール」について

一、災害時のシミュレーション対応について等がそれぞれ審議された。

続いて、近畿宗教連盟の会議が開催され、十一月開催の京都総会について会場設定や内容等が熱心に議論された。

◆ 関西宗教者の会会議

〔十月七日〕

洛陽教会に於いて「関西宗教者の会」事務会議が開催され、本年度の活動内容に付いての話し合が行われた

一、鳥取県下における宗教法人法改訂による情報公開問題について

一、公益法人制度改革問題と宗教法人について

一、鳥取県倉吉市開催のシンポジウム収録の研究冊子の発行について

一、十二月開催の東京曹洞宗セミナーへの参加について

一、公益法人制度改革について他の公益法人との連携について



● 仏 教 会 報 告 ●

◆ インドハンセン病療養所

支援募金箱設置

〔十月二十五日〕

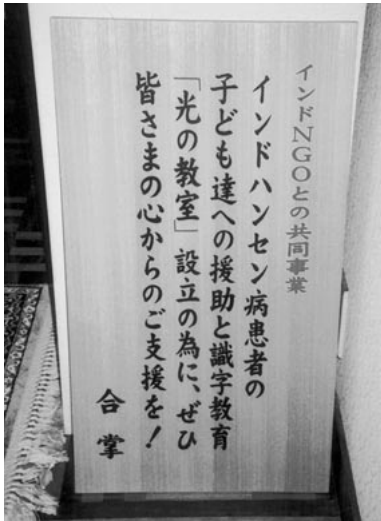
当会はこの日より三年計画でインドハンセン病療養所を支援するため、第一段として鹿苑寺と慈照寺にそれぞれ募金箱を設置した。

インド西部の商業都市・ムンバイのスラム街にハンセン病や、貧困原因で就学困難な子ども達の識字センター「光の教室」が市民グループ光の音符（西村ゆり代表）や日本のハンセン病療養所入所者らの支援により設立に向かう。

教室は病や貧困で学業を断念した子ども達を集めて開き、教師だけではなく医師も常駐し、食事も提供する。スタッフは現地インド人医師らのNGO「ボンベイ・

レプロシー・プロジェクト」と連携、奨学金を提供する里親も同時に募集し、支援の拡大を目指している。

有馬理事長は、「いずれインドムンバイを訪問し、入所者を励ましたい。」と述べた



◆ 近畿宗教連盟京都総会

〔十一月十八日〕

仏教、神道、キリスト教等各宗教団体が組織されている近畿宗教連盟はこの日、京都府宗教連盟が当番となり、鹿苑寺において総会が行なわれた。

平成十五年度事業報告及び会計報告・平成十六年度事業計画及び予算案などが審議された。その他議案として長澤香静常任理事（当会事務局長）より「地球環境保全京都議定書発効によせて」に関する提案がなされたことを受け、平成十七年二月に京都三条河原町教会から八坂神社までの間を近畿各府県各教団有志の宗教者による行進を行うことが決議された。

記念講演として「別無工夫」と題して、当会有馬頼底理事長が講演を行った。講演終了後参加者は懇親会に移り各宗教間の親交を深めた。



◆ 宗 教 法 人 関 係 者 人 権 問 題 研 修 会 開 催

〔十一月二十二日〕

京都府と京都府宗教連盟共催による平成十六年度宗教学法人関係者

● 仏教会報告 ●

人権問題研修会（南部地域）がハートピア京都にて開催された。

松根鷹氏（部落解放・人権研究所宗教部会員）が「人権の視点より宗教を考える」と題し、暮らしの中の因襲の克服をテーマに講演した。

引き続き曹洞宗京都府宗務所より「曹洞宗の取り組み」と題して活動報告がされた。

また啓発映画「残照の中で」が上映され、多数の宗教関係者らが参加し熱心に聞き入った。



◆ 参勤僧会議

〔十二月二日〕

現在、十名となった参勤従事の各宗派僧侶も充実し、斎場の勤行に日々精励いただいている。

この日は年末年始の参勤体制について、斎場からの報告、参勤僧各位からの要望等が話し合わせられ、その後懇親会が行われた。

◆ 理事報告会・懇親会

〔十二月七日〕

この日年末恒例の理事報告会が行われた。

- 一、インド政府に対するブッダガヤ大菩提寺全面返還を求める運動、
- 一、鳥取県における宗教法人提出書類問題と情報公開法、
- 一、公益法人制度改革と宗教法人について現状報告が行われた。

政府の「公益法人制度改革に関する有識者会議」（座長福原義春資生堂名誉会長）が十一月十九日公益法人に関する最終報告書をまとめ、村上誠一郎内閣府特命担当大臣（行政改革担当）に提出したことに伴って、安井攸爾理事より宗教法人問題連絡会（東京開催）の会議報告で「宗教法人としても大いに関係する問題で、今後速やかに学習・議論を重ねて積極的に取組む必要がある。」との報告がなされた。報告終了後、懇談会が開催された。

◆ 公益法人制度改革セミナー

〔十二月八日〕

この日、大和証券（株）主催による「公益法人制度改革セミナー」が大和証券京都支店にて開催された。

（財）公益法人協会太田達男理事長による「新公益法人制度改革の方向性について」、有識者会議の最終報告を受けて（株）大和総研市川拓也研究員による「十月に決定！新公益法人会計基準とそのポイント」と題してそれぞれ講演が行われた。

● 仏 教 会 報 告 ●

◆ 文化遺産を未来につなぐ森づくり会議

〔十二月十四日〕

この日、文化遺産を未来につなぐ森づくりの為の有識者会議が文部科学省科学研究費研究班「木造建造物文化財の修理用資材確保に関する研究」と文化遺産を未来につなぐ森づくりの為の有識者会議との共催で、キャンパスプラザ京都を会場に開催された。

奈良県教育委員会今西良男氏による「修理現場からの問題提起」報告、各研究員から次々に研究報告された。

パネルディスカッションでは工学院大学後藤治助教授を座長に、馬孝禮氏（宮崎県木材利用技術センター）・後藤佐雅夫氏（社）全国国宝重要文化財所有者連盟）・速水亨氏（速水林業）・村田健一氏（文化庁）らがパネラーとなり林業の将来像の中での森づくりへの取り組みなどを中心に熱心に議論が交わされた。

◆ 曹洞宗「公益法人制度改革問題」

セミナー参加

〔十二月二十一日〕

この日、セミナー「信教の自由と政教分離」事務局（東長寺内）主催による「宗教法人法と公益法人制度改革を考える」セミナーが曹洞宗の宗務庁である東京グラントホテルにて開催された。

当日は、百名近い宗教法人関係者が参集し、三階会場は満席となり、立席が出るほどの盛況となり、関心の高

さがうかがえてた。

セミナーの講演者は、片山善博鳥取県知事が、「宗教法人法改訂による役所への書類提出と情報公開法との関連について」、田中治大阪府立大学教授は、「公益法人の制度改革と宗教法人の関連について」、それぞれ一時間ずつ講演を行った。

開催側の曹洞宗の方々からは「鳥取県は昨年、県情報公開条例に基づいて宗教法人の財務情報を開示したことで各方面から多くの論議が疑義を呼び起こした。これは鳥取県の情報開示の問題にとどまらず、政府によって進められている公益法人の制度改革の問題など、宗教法人を取り巻く環境が問い直されていることにはかならない。情報公開という時代の潮流の中で、信教の自由、政教分離と宗教法人法との整合性が宗教法人への課税問題など様々な問題について無関心ではいられない。ゆえにこうしたセミナーを企画した。」との主旨が述べられた。



鳥取県知事 片山善博氏



大阪府立大学教授 田中治氏

● 仏教会報告 ●

行事

◆ 盂蘭盆会採燈大護摩供法要

〔八月十六日〕

本年度で第十七回を迎えた恒例の盂蘭盆会採燈大護摩供は、清水寺「南苑」に於いて清水寺門前会の協力のもと厳修された。

この行事を幾重にも取り囲むようにして多数の参拝者が見守る中、聖護院門跡宗務総長・宮城泰年師を導師に総勢三十名の修験者が出仕し、当会の役員が随喜した。

本年も福祉施設で作成された護摩木約二万本に皆様のお願い事が書かれ、お盆送り火のこの日に供養された。

願いを書いた護摩木を自らの手で火中に投じた参拝



者らは熱心に手を合わせていた。その列は次から次へと切れることなく続いた。

◆ 薬師寺音舞台開催

〔九月十一日〕



● 仏 教 会 報 告 ●

本年度十七回を迎える「音舞台」は当会及び毎日放送主催、日本航空のご協力によりシリーズ化され、古都における文化的価値のある催しとして広く知られるところとなっている。

今回は、飛鳥の地に天武天皇発願により建立された法相宗大本山「薬師寺」にて音舞台が開催された。

出演は中国古来の楽器と西洋的な音楽を融合させた演奏で多くのファンを魅了する「女子十二楽坊」をはじめ、ハンガリーを代表する女性ヴォーカリストで世界を舞台に活躍中の「マルタ・セベスチエーン」などが、美しくライトアップされた「薬師寺」で世界トップクラスのパフォーマンスが披露され、「東洋と西洋の出会い」が美しく繰り広げられた幻想的な芸術空間となった。

◆ 京 都 市 深 草 墓 園 秋 季 慰 霊 式 典

〔九月二十二日〕

秋は仏教各本山が当番となつて執り行なわれる深草墓園式典、今回は臨済宗本山建仁寺御一山の御奉仕により、小堀泰蔵老師御導師のもと伏見深草墓園に於いて秋季慰霊式典が厳かに執



り行われた。

榊本京都市長、佐伯京都府宗教連盟委員長及び役員らが出席し、代表焼香の後、約千人の遺族が次々と焼香し、故人の冥福を祈った。

◆ 秋 季 彼 岸 焼 骨 灰 供 養 法 要

〔九月二十七日〕

秋彼岸、浄土宗西山禅林寺派本山・永観堂禅林寺本堂において京都仏教会、京都中央葬祭業協同組合共催による恒例の供養法要が、管長五十嵐隆明猥下導師のもと山内ご出仕により厳修された。

秋雨降る中にもかかわらず約三千人もの参拝者を迎え、御堂に溢れるほどの列は庭まで長く続き、この半年間にお亡くなりになられた故人をしのぶ焼香の列は後を絶たなかった。



● 仏教会報告 ●

◆ 石清水八幡宮放生会参列

〔十月三日〕

この日、石清水八幡宮では明治維新以来百三十七年ぶりに神仏協同の放生会が再興された。

まずは頓宮境内にて石清水八幡宮神職による神事から始まり、延暦寺僧職による仏事法要、和泉元彌氏による狂言が奉納された。

引き続き一ノ鳥居を経て安居橋までの御練り、放生川畔にて仏式による放生会が厳修された。

この行事は古都の森観光文化協会、歴史街道推進協議会をはじめ京都仏教会、京都府神社庁、地元各団体など多くの奉賛を得ての再興となった。

当日は千五百名にも及ぶ大勢の参拝者で賑わい、午後には、古都の森観光文化協会会長、山折哲雄氏による「日本文化と八幡信仰」と題した講演や生きとし生けるもののいのちの集いをテーマとした神仏合同によるシンポジウムも行われ、午前の行事の歴史的背景などが語られ、意義のある会合となった。



◆ 極真空手マスタース大会出席

〔十月三十一日〕

全国より三十五歳以上の選手を招待してオープントーナメント第八回全日本マスタース空手道選手権大会が平安神宮武徳殿にて開催された。

中高年層の体力的・精神的な充実や向上を図ることを目的とし、合わせて青少年育成もかかげる。この大会の会長として有馬頼底理事長は大会の運営の為の支援と、毎回優勝者および敢闘者に表彰状と色紙の授与を行っている。

また、第一回からこの大会開催に尽力され、昨年遷化された故西村公朝師に対し、哀悼の意を込めた大会となった。



◆ 沖縄大墨蹟展オープニング

〔十一月九日〕

大会主催・大墨蹟全国巡回展、第十三回目は沖縄県那覇市の三越デパートにて開催された。福祉と文化交流を趣旨として毎年開催さ

● 仏 教 会 報 告 ●

沖繩放送局・エフエム沖繩など多数の協力・後援をいただいた。
 会場となった沖縄三越五階ギャラリーには百名を超える来館者であふれ、有馬理事長、清水寺森清範貫主、宮城常務理事、大阪芸術大学大野一道氏らによるテープカットが行わ



れるこの展覧会は、何を重ねることに内容が充実し、地元との交流が益々深まっている。
 今回は沖縄タイムスをはじめ沖縄県社会福祉協議会・沖縄県子ども会育成連絡協議会・沖縄観光コンベンションビューロー・那覇商工会議所・琉球放送・琉球朝日放送・NHK



れた。
 開催式典で沖縄タイムス岸本正男社長は「心の内を表した墨蹟を多くの県民に鑑賞してほしい。」と挨拶。当会有馬理事長は「墨蹟の名句・名文にはそれぞれ深い意味がある、沖縄の皆さんにそれを感じ取って頂きたい。ここでの収益の一部は那覇市の福祉の為に寄付する所存です。」と述べた。
 十一月二十二日までの期間中たくさんの方が会場を訪れ、大墨蹟展は無事終了した。
 尚、本年二月十四日、有馬理事長より寄付金百万円が手渡される。寄付先は以下の通り。沖縄県社会福祉協議会、高齢者障害者自立生活サポートセンター、エンジェル親の会、ゆいまーる、スペシャルオリンピックス冬季世界大会トーチラン沖縄実行委員会。

● 仏教会報告 ●

◆ 日田市弁財天秋季法要参列

〔十一月二十三日〕

かねてより有馬理事
長と親交のある大分県
日田市の梶原時男氏が
願主となり、相親会を
組織し地域の心の拠点
となるべく弁財天を祀
る御堂を昨年建立し、
一年目を迎えたこの
日、秋季法要が執り行
われた。



法要は、有馬理事
長をはじめとして相
国寺一山と日田市関
係寺院により盛大に
執り行われ、当会か
らは長澤事務局長が
随喜した。
有馬理事長は大分
県日田市との深い縁
にふれながら「玖珠
の切株地藏尊建立、
そしてこの西山妙音

弁財天と次々に地域の方々の心の心よりどころが出来ました。どうか
末永く護持されんことを願います。」と挨拶した。

◆ 成道会

〔十二月三日〕

お釈迦さまのお悟りになられた遺徳を偲び、当会主催による成道
会が絵本山泉涌寺に於いて厳修された。

泉涌寺派湯浅高明宗務総長導師のもと、御一山僧侶の出仕で舍利
殿において当会役員出席のもと法要が営まれた。続いて永年勤続五
十年住職表彰の知事表彰、三十年会長表彰が行われ、京都府と有馬
理事長よりそれぞれに賞状と記
念品が授与された。

京都府知事の祝辞として「五
十年前と云えば戦後の混乱期か
らようやく繁栄の方向に歩み出
し高度な発展をしてまいりまし
た。一方で慈しみ思いやる心や
感謝の気持ちの大切さを時とし
て見失いつつある中、生きとし
いけるものの命の尊さを説いて
こられた受賞者の役割は誠に大
きく感謝いたします。」と京都
府知事代理として竹内賢樹出納



● 仏 教 会 報 告 ●

長が祝辞を述べた。

表彰式の後は、本坊客殿にて祝宴が営まれ、表彰者を代表し、五十年表彰の長命寺住職村上俊鳳師から「布教を続けて五十年、ここまで続けられたことが嬉しい、今後も命ある限り努めて行きたい。」と感謝の挨拶をされた。尚、表彰を受けられた方々は次のとおり。

永年勤続住職知事表彰者（五十年）

長命寺	村上 俊鳳	曹洞宗
玉心寺	細川 俊彦	曹洞宗
念仏寺	日比野雄範	浄土宗西山禅林寺派
徳寿寺	都野 俊一	曹洞宗

永年勤続住職会長表彰者（三十年）

長楽寺	野口 義友	曹洞宗
-----	-------	-----



弔事



南陽寺住職
評議員

岡田憲章師

曹洞宗・南陽寺・岡田憲章住職が七月十五日遷化された。
憲章師は法務の傍ら青少年教化育成にも多大な尽力を注いでこられ、また当会の評議員として長年にわたり活躍されました。本葬は十月二十二日午前十時から園部町南陽寺にてしめやかに営まれた。享年六十九歳。
心よりご冥福をお祈り申し上げます。



顧問弁護士

仲田隆明氏

当会顧問弁護士、仲田隆明弁護士が平成十六年八月十九日亡くなられた。

仲田氏は昭和五十八年に京都仏教会顧問弁護士となり、古都税問題や景観問題等を担当された。

昭和十八年十二月二十四日生まれ。

昭和四十二年三月 北海道大学法学部卒業。

昭和四十四年四月 司法修士生の課程を修了する。

弁護士登録

阿部甚吉法律事務所で弁護士を開業

平成八年一月 滝井繁男弁護士と滝井・仲田法律事務所を開設

心よりご冥福をお祈り申し上げます。